



健康保険証のイメージ (全国健康保険協会のウェブサイトから)

1 手元の保険証で今と同じに受診できます

原則75歳以上の人が加入する後期高齢者医療制度は25年7月31日が有効期限です。国民健康保険は自治体によって違うので、健康保険証の有効期限を確認してください。ただし、いずれも今年12月2日以降に引越、転職、退職などで医療保険が変わると使えなくなります。分らないときは加入する医療保険に問い合わせてください。

資格情報のお知らせ
令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)
記号 000 番号 00000000 (核番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70歳以上のみ記載)
変更の際にはマイナ保険証があわせて必要です

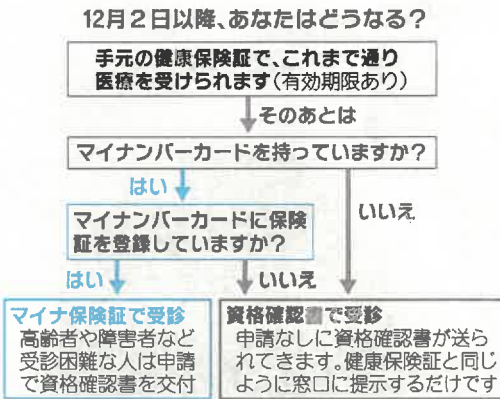
3 資格情報のお知らせを携帯しておくのが大切

「資格情報のお知らせ」がないときは、医療機関にある「被保険者資格申立書」に、加入する医療保険、窓口負担割合、氏名、生年月日、住所、電話番号などを記入すれば医療を受けられます。資格確認書はマイナ保険証を持っていない人には基本的に交付されません(受診困難な人などを除く)。資格確認書が必要な人はマイナ保険証の登録解除が必要で、加入する医療保険に申請します。



日本共産党の田村智子委員長は東京都内で「街頭トーク」を行いました(11月24日)。政治の流れについて、紙の健康保険証の廃止をめぐって、田村氏は、立憲民主系の野田佳彦代表との対談(10月30日)で健康保険証の廃止撤回を求め、立憲民主系は廃止を止める法案を国会に提出したことを紹介。「保険証廃止を当面止めるため、一緒にやります」と呼びかけました。

Q 今の保険証は使えなくなる?



「石破政権は2日に健康保険証の新規発行を終了する方針です。マイナンバーカードに保険証を登録した「マイナ保険証」への一本化を進めるためです。しかし、マイナ保険証の利用率は15・67%(10月時点)と低微。日本共産党は健康保険証の存続を求めています。「私は医療を受けられなくなるの?」などの疑問にQ&Aで答えます。 藤川良太記者

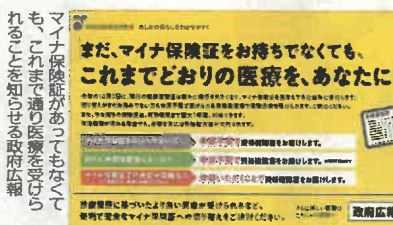
Q&A どうする マイナ保険証

2 まったく問題なし。資格確認書で大丈夫



問題ありません。今の健康保険証の有効期限までは医療を受けられます。有効期限が切れる前には、加入する医療保険から「資格確認書」が申請なしで交付されます。(有効期間は5年以内) 資格確認書は今の健康保険証と名前が違いますが、健康保険証と同じように、氏名、生年月日、加入者の番号などが書いてあります。今の健康保険証と同じように、資格確認書を医療機関などの窓口で提示するだけで医療を受けられます。マイナンバーカードを持っているけど保険証を登録していない人も同じです。 国民の約4割はマイナ保険証を持っていません。マイナンバーカードを取得するかどうか、マイナンバーカードに保険証を登録するかどうかは任意です。

4 資格確認書を申請・取得すれば窓口提示だけで受診できます



マイナ保険証を持っていても受診が困難な人は、資格確認書の交付を受けることができます。ただし、加入する医療保険への申請が必要で、今の健康保険証と同じように、資格確認書を医療機関などの窓口で提示するだけで医療を受けられます。申請すれば資格確認書が交付される人について、「高齢の方、障害をお持ちの方など」と例示しています。同省保険局の担当者は「対象を細かく、一律に決めていくわけではなく、保険者ごとの判断になっています」と説明。マイナ保険証を持っていないけど資格確認書が必要な人は、加入する医療保険に問い合わせましょう。

紙の保険証廃止 撤回を

総選挙で政権与党の自民・公明を過半数割れに追い込んだ「新しい政治の流れ」について、紙の健康保険証の廃止をめぐって、田村氏は、立憲民主系の野田佳彦代表との対談(10月30日)で健康保険証の廃止撤回を求め、立憲民主系は廃止を止める法案を国会に提出したことを紹介。「保険証廃止を当面止めるため、一緒にやります」と呼びかけました。

Q マイナ保険証 持っていないけど?

Q マイナ保険証あるけど、使うのが困難な人は?